

# JGA 指導員・JGA コーチ規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄する JGA 指導員資格および JGA コーチ資格（以下「JGA 指導者資格」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 JGA 指導者資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 体操の価値を理解し、暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、基礎的あるいは専門的な知識と指導技術を身につけた体操の指導者を養成する。
- (2) 競技体操を含む体操の安全な実施と普及を図るとともに、国民の健康や生涯スポーツ発展に寄与する指導者を養成する。

(資格の種類)

第3条 JGA 指導者資格は次の種類とする。

- (1) JGA 指導員
- (2) JGA コーチ（体操競技）
- (3) JGA コーチ（新体操）

(認定の権限)

第4条 JGA 指導者資格の認定の権限は次のとおりとする。

- (1) 認定の審査に関わる業務は、本会コーチ育成委員会が行い、会長がこれを認める。
- (2) 本会コーチ育成委員会は、指名により認定の審査に関わる業務担当者を委嘱できるものとする。

(認定の基準)

第5条 JGA 指導者資格は、本会コーチ育成委員会が制作した eラーニング認定講習会（以下「認定講習会」という）を受講し、認定試験に合格し、JGA 指導者資格登録料の支払いを完了した者を本会が認める。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 認定講習会は本会コーチ育成委員会が準備し、受講希望者は本会登録システムのメンテナンス期間、あるいは本会が取り決める休講日を除き、いつでも受講できる。
- (2) 認定講習会を受講するためには、別に指定された認定講習会受講料を支払う必要がある。なお、受講申込後、受講可能期間内に受講し、認定試験に合格しない場合、受講資格は失効となり、認定講習会受講料の払い戻しはない。再び受講するためには、改めて受講申込（認定講習会受講料の支払い）をしなければならない。

(受験資格)

第7条 JGA 指導者資格の受験資格は、当該年度4月1日時点で16歳以上であり、体操の指導にあたっている者、またはこれからその指導者になろうとする者とする。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって「永久追放」「登録抹消」「資格停止」本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(資格の有効期間)

第8条 資格の有効期間は次のとおりとする。

(1) 新規にJGA 指導者資格を認定された日が属する年度、またはその翌年度にJGA 指導者資格登録料を支払った場合、支払い完了日の年度を含めて4か年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。

(2) JGA 指導者資格は、その有効期間を過ぎると失効となる。そのため、資格を継続するには、失効となる前に再び、認定講習会を受講し、認定試験に合格し、JGA 指導者資格登録料の支払いを完了しなければならない。

(3) 有効期間内に、第10条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。

(4) 有効期間内に、第10条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間終了とする。

(資格の継続)

第9条 資格の継続を希望する者は、有効期限内に開催される本会やその他の団体が主催する体操指導に関する研修会に参加することが望まれる。

(資格の停止・失効)

第10条 資格の停止・失効の条件は、次のとおりとする。

(1) 第8条(1)(2)のJGA 指導者資格登録料を当該年度内の支払いが完了しなかった場合、指導者資格は失効となる。

(2) 第9条に示す条件は、指導者としての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の停止・失効につながるものではない。

(3) コーチ育成委員会が特別な事情を確認した場合、停止・失効となったJGA 指導者資格を再び認定することができる。

(4) コーチ育成委員会が指導者として不適当と認めた場合、資格を停止または失効にすることができる。(JGA 指導者資格登録料など)

第11条 JGA 指導者資格登録などにかかる費用は次のとおりとする。

(1) JGA 指導者の資格登録料は別表のとおりとする。

(2) JGA 指導者資格登録料は4か年度分を一度に支払うものとする。

(3) 有効期間内に、第 10 条に示された資格停止または資格失効となっても支払われた JGA 指導者資格登録料の返金はないものとする。

(4) 認定講習会受講料は、講習会ごとに別に定める。

(5) 本会が主催する指導者研修会受講料は、研修会ごとに別に定める。

(コーチの権利)

第 12 条 JGA 指導員の権利は次のとおりとする。

(1) 競技会を除く本会主催事業に参加、または指導者として帯同する権利

(2) JGA 指導員の有資格指導者として公表する権利

第 13 条 JGA コーチ（体操競技）の権利は次のとおりとする。

(1) 体操競技の競技会（本会主催の全日本選手権、NHK 杯、国民スポーツ大会を除く）に出場する選手の指導者として帯同する権利

(2) JGA コーチ（体操競技）の有資格指導者として公表する権利

(3) 本会主催の体操指導に関する研修会に参加する権利

第 14 条 JGA コーチ（新体操）の権利は次のとおりとする。

(1) 新体操の競技会（本会主催の全日本選手権、国民スポーツ大会を除く）に出場する選手の指導者として帯同する権利

(2) JGA コーチ（新体操）の有資格指導者として公表する権利

(3) 本会主催の体操指導に関する研修会に参加する権利

付則

(1) この規程に定めのない事項は、コーチ育成委員会で細則として別に定める。

(2) この規程の改廃は、コーチ育成委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。

令和 6 年 12 月 7 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 Gymnastics for All 指導員資格登録料は、次のとおりとする。

種類	料金
JGA 指導者資格 登録料	10,000 円 (4 か年度分)